

森と海・きずな事業計画

～間伐材利活用への取り組み～



森林本来の機能回復と間伐材の利活用を目指して、昨年度より森と海・きずな事業を実施し森林整備を進めています。今年度は、環境林だけではなくスギやヒノキなどの生産林の、間伐材の利活用を行っています。

農水商工課農林係 ☎251231

市内の森林は、所有者の高齢化や生活スタイルの変化により森林を管理することが難しくなってきたため、昨年度より「森と海・きずな事業」を実施しています。

この森林整備により川へ流れ込む水量が増え、海での磯焼けの防止や海産物の生育などにも好影響が期待できるほか木材資源をサステイナブル用の燃料や土壌調整用チップなどに利活用を図ることで自然循環型のエネルギー利用を目指していきます。

間伐材を利用しませんか

森林整備により間伐した木材を搬出し、サステイナブル用の燃料や土壌調整用チップとして加工し、一般家庭での使用を目的に無償で配付します。

自車での引き取り・積み込みなどが行えるかたで、一申請当たり多くとも軽トラック1台分程度とし、無くなりしだい終了となります。

配付日時 1月22日(火)午前9時30分～11時30分

配付場所 保健福祉センターひだまり前駐車場

配付を希望されるかたは、印鑑を持参の上、当日配付場所にお越しください。

今年度実施している5つの森林整備事業

① 生産林整備間伐促進事業 (募集します)

市内全域において、スギ・ヒノキなどを植林している森林所有者、施業者へ補助金を交付します。自力施工で1ha当たりの間伐を行った場合、5万円の補助金となり施業者は、事業計画書を提出して事業の開始となります。

また、三重県が行っている造林補助事業との併用も可能であり、間伐などに必要な経費を軽減することができます。

樹種や林齢および施業内容により異なりますが概ね10万円程度の補助になります。

② 森林環境創造事業

船津町から河内町にかけての森林内13ヘクタールにおいて過密になった木を受光伐や間伐することで、地面に十分な光と水分を与えて木々がしっかりと地面に根を張り下草も繁茂することにより水をためる力が強くなります。

③ 環境林整備促進事業

加茂川上流の河内町・松尾町の森林内25ヘクタールの環境林の切り払いや、受光伐を行い、森林の機能回復を行っています。また、作業歩道を整備することにより森林整備

面積の拡大を図っています。

④ 生産林搬出間伐促進事業

船津町の森林内7ヘクタールのスギやヒノキなどの生産林を間伐するとともに、間伐材を搬出し、木質チップや合板材などに木材の有効活用を行っています。作業道も同時に整備することで、より多くの間伐材を搬出することが可能になるとともに、今後の森林整備が容易に行いやすくなるなどの効果があります。

⑤ 山林間伐材利活用促進事業

間伐による森林整備を進めています。間伐材は放置されていることから資源の有効活用を図っています。伐採を行った木材をサステイナブル用の燃料や土壌調整用チップなどに利用し、森林整備と山林資源の利活用を進めていきます。

森林を伐採する場合は届出が必要で

森林所有者などが50平方メートル以上の立木を伐採する場合には、必要事項を記載した届出が必要になります。

森林の土地を取得したとき届出が必要です

個人か法人によらず、売買契約のほか、相続・贈与等により森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届けが必要です。